

お忘れなく！

申告相談が始まります

2月16日～
3月15日まで

平成17年分（平成17年1月1日から12月31日まで）の所得税の確定申告と住民税の申告相談を2月16日（木）から3月15日（水）の間、役場会議室にて行います。「申告は難しくてよくわからない」というかたには、わかりやすく説明しますので、収入と経費のわかる書類や証明書等申告に必要な物を用意して会場にお越しください。

申告相談日程			
月 日	該当行政区		会 場
	午 前	午 後	
2月16日（木）	矢 島	梅 原	役場3階第2会議室 ※平成16年分申告より住民税電子申告システムを導入しましたので各農協支所では申告できません。
17日（金）	田 島	中 谷	
20日（月）	南大島		
21日（火）	新 里		
22日（水）	川俣・入ヶ谷	大佐貫	
23日（木）	大 輪	須 賀	
24日（金）	江 口	上江黒	
27日（月）	千津井	斗合田・下江黒	
28日（火）	南大島		
3月 1日（水）	梅 原		
2日（木）	大佐貫	矢 島	
3日（金）	須 賀	大 輪	
6日（月）	川俣・入ヶ谷	田 島	
7日（火）	中 谷		
8日（水）	新 里		
9日（木）	上江黒	江 口	
10日（金）	斗合田・下江黒	千津井	
13日（月）	全地区対象		
14日（火）			
15日（水）			

※受付時間は、午前9時から11時30分、午後1時から4時まで

税金の制度が 変わりました

住民税と所得税両方に係るもの

- ① 老年者控除（65歳以上）の廃止
 - ② 公的年金等に係る雑所得の計算方法の改正
- 住民税に係るもの

- ① 均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有するかたに対する均等割の特例措置の廃止。（平成18年度から½に軽減する均等割の特例の廃止）
- ② 年齢65歳以上の者の非課税措置の廃止。（前年の合計所得金額が125万円以下で、平成17年1月1日現在65歳以上のかたは、平成18年度については½、平成19年度については¾に軽減）

- ③ 定率減税の引き下げ。町県民税の所得割額の定率減税15%相当額（4万円上限）が7.5%相当額（上限2万円）に引き下げ

【問】 税務課

内線 113

受賞おめでとうございます
平成17年度

税についての標語・ 作文コンクール

鹿沼諒太さん（明中2年）



【作文】 支え合う未来（館林税務所管内税務協力団体連絡協議会会長賞）（群馬県納税貯蓄組合連合会長賞）

西田一稀さん（明中2年）



【標語】 税金は身近なところで役に立つ（館林税務署長賞）

篠木俊吾さん（明中1年）



【標語】 身近な税影で生活ささえてる（館林県税事務所長賞）

久保口三波さん（明中3年）



【標語】 使い方みんな満足？その税金（明和町長賞）